

## 香芝市創業促進補助金 主なQ&A

### 1 補助対象者（全体）について

Q 1 - 1 : 特定創業支援等事業とは何ですか。

A 1 - 1 : 産業競争力強化法第2条第31項に規定する「創業支援等事業のうち、特に創業の促進に寄与するもの」を言います。具体的には、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第8条に規定されているとおり、「経営」、「財務」、「人材育成」、「販売の方法」に関する知識を全て習得できるように支援する事業であって、継続的に行われる事業となります。特定創業支援等事業を実施している本市との連携機関は、「香芝市商工会、市内金融機関（株式会社南都銀行、大和信用金庫、奈良中央信用金庫）、一般社団法人奈良県中小企業診断士会、奈良県よろず支援拠点」となっています。

Q 1 - 2 : 特定創業支援等事業を受けたらどこで証明をもらえばいいのですか。

A 1 - 2 : 「A 1 - 1」で記載している連携機関で発行しています。認定連携創業支援等事業者が発行する「認定連携創業支援等事業者による支援証明書」（別様式3）

Q 1 - 3 : いつまでに特定創業支援等事業を受ける必要がありますか。

A 1 - 3 : 補助事業期間中に受ける必要があります。補助事業期間は最大で、2月末までになります。なお、募集時に証明書が発行されていない場合や、補助事業期間中に受ける見込みのある場合は、「認定連携創業支援等事業者による特定創業支援等事業の支援を受ける計画確認書」（別様式4）を募集時に提出し、補助事業期間終了後に「A 1 - 2」で記載している支援証明書を提出してください。

Q 1 - 4 : 補助対象者が、特定創業支援等事業を受ける者に限られているのはなぜですか。

A 1 - 4 : 本補助金は、産業競争力強化法第2条第31項において「特に創業の促進に寄与する」とされる特定創業支援等事業を受ける者に限定することで、より支援の重点化を図っております。

Q 1 - 5 : 法人も対象になりますか。

A 1 - 5 : 会社法上の株式会社、合同会社、合名会社、合資会社及び企業組合、協業組合は対象となりますが、NPO法人、一般社団法人、社会福祉法人は原則対象となりません。

## 2 補助対象者（創業）について

Q 2-1 : この補助金での「新たに創業を行う者」の定義を教えてください。

A 2-1 : 香芝市内において、令和6年4月1日以降に開業する者であって、補助事業期間完了日までに個人開業または会社（以下、会社法上の株式会社、合同会社、合名会社、合資会社を指す。）・企業組合・協業組合の設立を行い、その代表となる者を言います。

<応募対象となる方>

・令和6年4月1日以降に開業された個人事業主の方または会社・企業組合・協業組合を設立し代表となる方

<応募対象とならない方>

・令和6年3月31日以前に開業された個人事業主の方または会社・企業組合・協業組合を設立された方

・令和6年3月31日以前に開業された個人事業主の方で補助事業期間内に法人（会社）化される方

Q 2-2 : これから創業する予定ですが、応募してから採択が決まる前に応募者は創業してもいいのですか。

A 2-2 : 創業しても差し支えありません。

ただし、補助金の対象となる期間はあくまでも採択決定後に行う補助金交付決定日以降となるので注意してください。

Q 2-3 : 既に創業（開業届提出済、法人設立登記済）していますが、今回の補助対象となりますか。

A 2-3 : 令和6年4月1日以降に開業された方であれば申請できます。

ただし、補助金の対象となる期間はあくまでも採択決定後に行う補助金交付決定日以降となるので注意してください。

Q 2-4 : 一度廃業した者などが再チャレンジで応募することは可能ですか。

A 2-4 : 令和6年3月31日以前に廃業していることが確認できる書類があれば可能です。

Q 2-5 : 次の場合は、対象となりますか。

①個人事業主として病院を開業

②フランチャイズチェーン店として創業

A 2-5 : 公序良俗に反するものや公的な資金の用途として社会通念上不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の対象となる事業）

例) 風俗営業、性風俗関連特殊営業、深夜における酒類提供飲食店営業

などでない限り、業種の制限を設けていないので、いずれも対象となります。ただし、独創性等については、審査において判断することとなりますので、他の店舗等と差別化されていることについて、応募書類「別様式2(2)事業内容2.事業の具体的な内容」に記載してください。

Q2-5 : 業種に制限はありますか。

A2-5 : 募集要項の2. 募集対象者の要件を満たしていれば対象となります。

ただし、事業計画の独創性等については審査において判断することとなります。

Q2-6 : 休業している事業を、新代表者の元で復活させ、事業を行う場合は対象となりますか。

A2-6 : 補助対象外となります。

Q2-7 : 個人事業として創業した場合、創業を証明する書類は何が必要でしょうか。

A2-7 : 創業が確認できる書類として、税務署受付印のある開業届写し(電子申請の場合「メール詳細(受信通知)」を受付印の代用として提出可)などの提出が必要です。

Q2-8 : 事業完了予定日までに開業届又は法人設立登記ができない場合には補助金は支払われないのでしょうか。

A2-8 : 募集要項、P2の2. 募集対象者に記載があるように、募集対象者は、事業完了予定日までに、開業または設立することが必要です。よって開業または設立ができない場合は、要件を満たす者ではないと判断し、補助金は支払われませんのでご注意ください。

Q2-9 : 過去に香芝市創業促進事業補助金の交付を受けたが、再度申請できますか。

A2-9 : 応募できません。

### 3 補助対象事業について

Q3-1 : 外部資金の調達、補助事業期間中に必ず見込まれる計画になっていなければならないのですか。

A3-1 : 補助事業期間中に限定はしていませんが、少なくとも将来的に見込まれる資金調達の計画内容であることが必要です。

Q3-2 : 外部資金を調達する金融機関に制限はありますか。

A 3-2 : あります。

この補助金でいう金融機関とは、銀行（都市銀行、地方銀行など）、協同組織金融機関（信用金庫、信用協同組合など）、政府系金融機関のことです。

Q 3-3 : 応募時点においては補助事業期間中に外部資金が見込めていましたが、結果的に調達できず自己資金で対応した場合、補助金は支払われないのですか。

A 3-3 : 金融機関による融資が見込まれることは、本補助金の必須要件ですが、補助事業期間中に融資が実行されないからといって直ちに補助金を受ける資格を失うことにはなりません。結果的に自己資金のみとなった場合でも、事業の実施状況を見ながら判断します。

Q 3-4 : この補助金以外に国（独立行政法人を含む）等の補助金の交付を受けたが応募できますか。

A 3-4 : 本補助金と同一の補助対象経費で交付を受けている、または受けることが決まっている場合は応募できません。ただし、本補助金と同一の補助対象経費でない場合は他の補助金を利用しても重複利用には該当しませんので、応募は可能です。

Q 3-5 : 重複利用については、応募書類に記載があることで審査に影響がありますか。

A 3-5 : 利用を予定する（利用している）他の補助金等の記載を求めているのは、補助事業期間の確認を行い、重複利用とならないように注意喚起を行うためであり、記載があることをもって、不採択とする趣旨ではありません。香芝市創業促進補助金及び重複利用にあたる補助金の両方に採択された場合は、どちらを活用するか選択してもらうことになります。

Q 3-6 : 個人事業として起業、その後法人化を両方とも補助事業期間中に行った場合でも、両方の費用が対象となりますか。

A 3-6 : 対象となります。

Q 3-7 : 外部資金の調達について、保証協会付きの融資の利用は可能ですか。

A 3-7 : 信用保証を利用することは可能です。応募時点で保証協会の審査が通っている必要はなく、あくまで外部資金の調達が十分見込めることが条件です。

#### 4 補助対象経費について

Q 4-1 : 設備費について、中古品は対象になりますか。

A 4-1 : 中古品は中古市場において、価格設定の適正性が明確でないことが一般的であるため、対象となりません。

Q 4 - 2 : 設備費の中で汎用性が高いものは、補助対象外とあるが、どのような物ですか。

A 4 - 2 : 使用目的が補助対象事業の遂行に必要なものと特定できない物としており、このようなものは原則認められません。

(例えば、パソコン・プリンター・応接セットなど)

Q 4 - 3 : 本人又は親族・兄弟が所有する不動産を事務所等として使用した場合の賃料は補助対象になりますか。

A 4 - 3 : 三親等以内の親族については、補助対象外です。

Q 4 - 4 : 賃借費のうち、敷金、礼金などは対象になりますか。

A 4 - 4 : 補助対象とはなりません。また、税の性質を有するものも対象外となります。

Q 4 - 5 : 交付決定日より前に支払いを行った事業は、補助対象経費になりますか？

A 4 - 5 : いかなる理由があっても、補助対象とはなりません。

## 5 応募手続きについて

Q 5 - 1 : 同一人物が2事業(2社)の補助金申請は出来ますか。

A 5 - 1 : 同一者での応募は、1件とします。

Q 5 - 2 : これまでの「香芝市創業促進事業補助金」で補助金交付を受けたが、今回の募集に応募できますか。

A 5 - 2 : 応募できません。

Q 5 - 3 : 応募書類に不足があった場合の連絡について

A 5 - 3 : 全ての書類が揃っていて、はじめて審査対象となります。応募書類に不足があっても連絡はしておりません。書類を確認した上でご応募ください。

Q 5 - 4 : 補足説明資料が、A 4判片面印刷5枚程度と記載があるが、枚数に制限はありますか。

A 5 - 4 : あります。5枚程度にまとめてください。また、A 4判両面印刷・A 3判印刷は不可になります。

## 6 審査・採択について

Q 6-1 : 事業計画書は募集要項に挙げられている着眼点が重視されるのですか。

A 6-1 : 審査項目の一つとなりますので、明確な記載をお願いします。

Q 6-2 : 面接はありますか。

A 6-2 : 書面による審査となります。

Q 6-3 : 補助金の採否結果はどのような方法で通知されますか。

A 6-3 : 応募者全員（ご本人）に対し、市から文書（普通郵便）による採否結果の通知を行います。

## 7 補助金の交付について

Q 7-1 : 事業完了後の補助金交付については、どのような手続きで交付されるのですか。

A 7-1 : 補助事業の完了後、補助事業者は30日以内に実績報告書を市に提出していただきます。市において、確定検査を実施し、事業内容の検査と経費内容の確認等を行い、交付すべき補助金の額が確定した後、請求書を市に提出していただくから、30日以内に補助金を交付します。

## 8 交付決定後の注意事項

Q 8-1 : 補助金で取得した財産を処分したときに、交付した補助金の全部又は一部の金額を市に納付しなくてはならないとは、どういうことですか。

A 8-1 : 設備費を補助対象経費として補助金交付をした物のうち、取得価格又は効用の価格が50万円以上として承認を受けた物を処分し、収入があったときは、納付することとしています。これは、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づいた運用となります。

Q 8-2 : 補助事業期間完了後、5年間は事業化状況を市へ報告する必要がありますが、どのようにすればいいのですか。

A 8-2 : 採択後に配布される様式により、市へ提出していただきます。

Q 8-3 : 補助事業期間は令和7年2月末までなのに、なぜ5年間の事業化報告が必要なのですか。

A 8-3 : 市税からなる補助事業の効果を適切に把握するためです。

Q 8 - 4 : 補助事業期間完了後、5年間は補助事業に関する書類を保存しなければならないとありますが、どのようにすればいいのですが。

A 8 - 4 : 補助対象経費としたものについては、帳簿等で適正に管理していただきます。市が補助事業について報告を求めたときについても、対応をしていただきます。

## 9 その他

Q 9 - 1 : 特定創業支援等事業をまだ受けておらず、証明書がありません。その場合は、応募資格はありませんか。

A 9 - 1 : 特定創業支援等事業の支援を受ける予定であることが確認できる「認定連携創業支援等事業者による特定創業支援等事業の支援を受ける計画確認書」を提出してください。補助事業の完了後、「A 7 - 1」の実績報告書の添付書類に証明書が必要となります。提出されない場合は、補助金が支払われませんのでご注意ください。

Q 9 - 2 : 本Q & Aに記載されていない注意事項はありますか。

A 9 - 2 : あります。本Q & Aに記載されている内容は、代表的な質問に対する回答です。不明な点は香芝市商工観光課迄、お問い合わせください。